

「ぬまづ暮らしオススメ隊」運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、官民が連携して沼津市への移住を推進するため、沼津市への移住希望者に対し、移住に資する情報やサービスを提供する個人、団体及び事業者を「ぬまづ暮らしオススメ隊」(以下「オススメ隊」という。)として登録し、運営することについて、必要な事項を定めるものとする。

(オススメ隊の役割)

第2条 オススメ隊は、前条の趣旨に賛同し、本市への移住希望者に対し、次の各号に掲げる移住支援を行うものとする。

- (1) 仕事支援(求人情報の紹介やマッチング、コワーキングスペースの提供など)
- (2) 住まい支援(賃貸物件情報や空き家の紹介など)
- (3) 宿泊支援(お試し移住のための宿泊場所やプランの提供など)
- (4) 体験支援(田舎暮らしや魅力体験機会の提供など)
- (5) 相談支援(先輩移住者の紹介や地域での暮らし相談など)
- (6) 情報提供支援(地域イベントや地域サークルなどの情報提供など)
- (7) その他移住に資する支援

2 オススメ隊が実施する移住支援は、有償又は無償の別を問わないものとするが、有償で実施する場合は、移住希望者が負担する費用をあらかじめ明示することとする。

(オススメ隊の登録)

第3条 オススメ隊への登録を希望する者は、ぬまづ暮らしオススメ隊登録申込書(第1号様式)を郵送、電子メール、FAX又は直接持参のいずれかの方法により市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された内容を審査し、適当であると認める場合は、オススメ隊として登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を行わない。

- (1) 各種法令等に違反している場合又はそのおそれのある場合
- (2) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員等に該当する場合
- (3) 宗教活動又は政治活動を目的として活動する場合
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長がオススメ隊への登録が適当でないと認める場合

3 オススメ隊の登録有効期限は、登録の日から1年間とする。ただし、登録項目に変更がなく、かつ、登録期間満了時までには取消しの申出がない場合は、自動更新するものとする。

4 オススメ隊の活動に対する報酬は、無報酬とする。

(市の役割)

第4条 市は本制度の運営に当たり、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 前条第1項に規定する申込内容に基づくオススめ隊の紹介
- (2) オススめ隊に対する市の移住促進パンフレット等の提供
- (3) 前2号に定めるもののほか、本制度の運営に当たり市が必要と認める支援

(登録の変更)

第5条 オススめ隊は、第3条第1項の規定により登録を申し込んだ内容に変更があったときは、ぬまづ暮らしオススめ隊登録内容変更届出書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第6条 オススめ隊は、登録を取り消す場合には、ぬまづ暮らしオススめ隊登録取消届（第3号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、オススめ隊が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はオススめ隊の登録を予告なく取り消すことができるものとする。
 - (1) 第3条第2項の各号のいずれかに該当することが認められるとき。
 - (2) 紹介等を行うことで移住希望者に不利益が生じるおそれがあると認められるとき。
 - (3) 登録した連絡先と連絡が取れなくなったとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、オススめ隊としての登録が適当でないとき。

(個人情報の取扱い)

第7条 市及びオススめ隊は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例第38号）の規定により、知り得た移住希望者の個人情報について、個人の権利利益を侵害することがないよう、その取扱いを適正に行うとともに、本制度運営の目的以外に利用しない。

- 2 市及びオススめ隊は、移住希望者の個人情報について、移住希望者の同意を得た上で、必要な範囲で情報提供することができるものとする。

(免責事項)

第8条 市は、オススめ隊の登録申込内容に基づき、移住希望者に対して情報提供や紹介等のみを実施することとし、その後に移住希望者とオススめ隊との間で発生する売買、取引、サービス提供等については、一切関与しないものとする。

- 2 市は、オススめ隊の登録及び運営により発生したトラブル及び損害について、一切の責任を負わないものとし、当該損害を賠償する義務もないものとする。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則 (令和2年7月16日企画部長決裁)

この要領は、令和2年7月16日から施行する。